

池田町公開型 GIS 導入等業務に係る公募型プロポーザル手続実施について

池田町公開型 GIS 導入等業務に係る公募型プロポーザル手続を以下のとおり実施しますので、告示します。

令和 8 年 7 月 17 日

池田町長 矢口 稔

1 業務概要

- (1) 業務名 池田町公開型 GIS 導入等業務
- (2) 業務箇所 池田町役場
- (3) 内容 事業者からの提案に基づく、公開型 GIS の構築及び編集環境の構築並びに道路台帳等の搭載データの作成
- (4) 履行期限 令和 9 年 3 月 31 日

2 業務の詳細な説明

6 (2) ①により交付する「池田町公開型 GIS 導入等業務 公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)による。

3 受注者の要件

- (1) 本業務の受注者の選定に当たっては、公募型プロポーザルにより、定められた期限内に企画提案者として参加表明書を提出した者から、公開型 GIS 導入等業務選定委員会(以下「選定委員会」という。)による審査の結果、受注候補者として特定された者とする。

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、単体事業者とし、①～⑫に掲げるすべての要件を満たしている者であって、池田町長が指定する日時までに、「池田町公開型 GIS 導入等業務 公募型プロポーザル実施要領」で指定する参加表明書等を提出し、池田町長による参加資格の確認を受けた者とする。

- ①池田町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ②長野県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- ③過去に公開型 GIS・編集用環境を構築した実績を有していること。
- ④過去に道路台帳をデジタル化した実績を有していること。
- ⑤公開型 GIS において、デジタル庁「デジタル地方創生モデル仕様書」に準拠したサービ

ス提供ができること。

⑥次のいずれかの承認・認証を受けていること。

- ・ ISO/IEC27001 (JISQ27001) 情報セキュリティマネジメントシステム
- ・ ISO15001 (JISQ15001) 個人情報保護マネジメントシステムまたはプライバシーマーク

⑦測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条により、測量業者としての登録を受けている者であること。

⑧地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づき池田町の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

⑨国及び池田町を含む地方公共団体から指名停止を受けていないこと。

⑩国税及び地方税を滞納していないこと。

⑪会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

5 評価項目

評価項目	No.	評価項目	評価基準
企業評価	1	会社概要・業務実績	本業務を実施するにあたって十分な企業内容を有しているか。
システム評価	2	編集用環境の機能要件	編集用環境が必要な機能を有しているか。
提案事項評価	3	実施方針	本業務への取組姿勢
	4	実施体制	各分野の体制が業務遂行に十分な体制になっているか。
	5	工程計画	稼働日（1月末構築、2月運用開始）を考慮した、工程や作業フローが提案されているか。
	6	公開型 GIS	ユーザビリティ（操作性、利便性等）に優れた提案か。
	7	編集用環境	業務を効率的に行うための機能性（処理速度、使いやすさ等）に優れた提案か。
	8	道路台帳デジタル化	町の提供する資料からデジタル化する手法を提案し、より視認性の高い描画ができるか。
	9	運用・保守・SLA	システムの安定稼働に適した提案か。SLAに係る項目の提案内容。
プレゼン評価	10	独自提案	町にとって有益な独自提案がなされているか。
	11	プレゼン評価	プレゼンテーション（デモンストレーション含む）のわかりやすさ。
価格評価	12	初期導入費用及び運用費用	算定費用の妥当性はどうか

6 手続き等

- (1) 担当課 池田町総務課財政係
〒399-8696 長野県池田町大字池田 3203-6
電話 0261-62-3131 (内 130)
FAX 0261-62-9404
mail:zaisei@town.ikeda.nagano.jp

(2) 関係資料

- ①池田町公開型 GIS 導入等業務 公募型プロポーザル手続実施について (公告第 59 号) 及び実施要領
- ②参加表明書 (様式第 1 号)
- ③会社概要書 (様式第 2 号)
- ④業務実績調書 (様式第 3 号)
- ⑤実施体制調書 (様式第 4 号)
- ⑥企画提案書 (様式第 5 号)
- ⑦費用算定書 (様式第 6 号)
- ⑧質問書 (様式第 7 号)
- ⑨審査基準 (様式第 8 号)
- ⑩搭載対象データ (仕様書別紙 1)
- ⑪道路台帳等デジタル化の要件 (仕様書別紙 2)
- ⑫機能要件一覧: モデル仕様書 (公開型 GIS) (仕様書別紙 3)
- ⑬機能要件一覧 (編集用環境) (仕様書別紙 4)
- ⑭非機能要件一覧 (類型: 公開型 GIS) (仕様書別紙 5)

(3) 参加表明書の提出

ア 作成方法

「池田町公開型 GIS 導入等業務 公募型プロポーザル実施要領」によること。

イ 提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 提出期限

令和 8 年 8 月 6 日 (木) 午後 5 時 15 分まで

エ 提出方法

1 部を持参又は郵送で提出すること。(郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書きの上、提出期日の午後 5 時 15 分必着とする。

オ その他

要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、6 (2) ⑧質問書（様式第7号）により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。

イ 質問の提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 質問の受付期限

令和8年7月28日（火）午後5時15分まで

エ 質問に対する全ての回答は、令和8年7月30日（木）までに質問者を伏せた形で町のホームページで公表する。ただし、質問の内容によっては本プロポーザル方式による選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(5) 企画提案書の提出

ア 作成方法

「池田町公開型GIS導入等業務 公募型プロポーザル実施要領」によること。

イ 提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 提出期限

令和8年8月19日（水）午後5時15分まで

エ 提出方法

正・副本11部（押印なし）を持参又は郵送で提出すること。（郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「プロポーザル提案書在中」と朱書きの上、提出期日の午後5時15分必着とする。午後5時15分を過ぎた者は、理由の如何を問わず、受け付けないこととする。）

オ その他

- ・エの提出期限内に企画提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
- ・要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

7 プロポーザルの審査

(1) 審査

選定委員会において、プロポーザルの書面審査及びヒアリングを実施し、受注候補者を特定する。ただし、受注候補者に参加資格の喪失や失格などが発生したときには、得点が高い事業者から順に繰り上げる。

(2) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者に対し速やかに書面により通知する。また、審査結果等については、町のホームページ等で公表する。

8 選定委員会

本プロポーザルにおいて、受注候補者の選定にあたっての審査は、公開型 GIS 導入等業務選定委員会で行う。

9 その他

- (1) 企画提案書の提出は、応募者 1 者につき 1 案とする。
- (2) この提案の作成に要した費用、旅費、そのほか、この提案に関する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は企画提案書が無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して資格停止措置を行うことがある。
- (4) 企画提案者の失格

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- ①本件プロポーザルの参加資格要件を満たさない者
- ②本件プロポーザルの公告をした以後、選定委員会委員と本業務に関する接触を求めた者

- (5) 参加表明書及び企画提案書の取扱い

- ①提出された参加表明書及び企画提案書を、本町の了解なく公表、使用してはならない。
- ②提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- ③提出された参加表明書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④提出された参加表明書及び企画提案書並びにその複製は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

- (6) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本町の了解を得なければならない。

- (7) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式任意）を令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 5 時 15 分までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退書在中」と朱書きすること。）で提出するものとし、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととする。